

引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費

消費税率は、平成26年4月1日より5%から8%へ引き上げられ、その引き上げ分の地方消費税収（市町村においては地方消費税交付金）については社会保障施策に要する経費に充当する旨地方税法に明記されました。本表はその引き上げ分の地方消費税交付金の充当先を以下のとおり示すものです。

（歳入）

- ・市町村交付金（社会保障財源化分）392,188千円
参考：地方消費税交付金総額 732,045千円（内一般財源化分 339,857千円）

（歳出）

- ・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 4,713,390千円

【内訳】

地方単独事業 3,651,918千円、国庫補助事業 777,811千円、
投資的経費 13,716千円、公債費 159,429千円、共済費負担金 110,516千円

[引当項目一覧]※社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の内地方単独事業分 (単位：千円)

費目	経費	財源内訳			一般財源のうち 事務職員人件 費等	事務職員人件 費等を除いた 一般財源	うち消費税交 付金引き上げ 分の額
		特定財源		一般財源			
		国県支出金	その他				
総合福祉	33,573		33,070	503		503	54
うち 社会保障施策に要する経費	33,573		33,070	503		503	54
医療	2,323,252	295,954	153,436	1,873,862		1,873,862	201,238
うち 社会保障施策に要する経費	2,323,252	295,954	153,436	1,873,862		1,873,862	201,238
介護・高齢者福祉	1,056,024	0	64,671	991,353		991,353	106,464
うち 社会保障施策に要する経費	1,056,024	0	64,671	991,353		991,353	106,464
子ども・子育て	794,823	26,280	40,161	728,382		728,382	78,223
うち 社会保障施策に要する経費	794,823	26,280	40,161	728,382		728,382	78,223
障がい者福祉	25,257	0	3,000	22,257		22,257	2,390
うち 社会保障施策に要する経費	25,257	0	3,000	22,257		22,257	2,390
就労促進				0		0	0
うち 社会保障施策に要する経費				0		0	0
貧困・格差対策等	35,730	122	47	35,561		35,561	3,819
うち 社会保障施策に要する経費	35,730	122	47	35,561		35,561	3,819
合計	4,268,659	322,356	294,385	3,651,918	0	3,651,918	392,188
うち 社会保障施策に要する経費	4,268,659	322,356	294,385	3,651,918	0	3,651,918	392,188

※本表は令和2度大田市決算統計に基づく「社会保障施策に要する経費」に関する調査において計算した社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費のうち、地方単独事業分に対して市町村交付金（社会保障財源化分）の振り分けを行ったものです。

※千円単位の端数調整の都合上決算額と数値が異なる場合があります。